

## 登録日本語教員資格取得のための小学校等における実践研修(教壇実習を含む)の在り方について

## 基本的な考え方(案)

- 登録日本語教員は、平成31年の国語分科会の報告書や、資格創設に向けた審議会等の議論において、児童生徒等を含め成人から年少者まで幅広く指導対象として活躍することが想定されており、「必須の教育内容」50項目でも対象に応じた「目的・対象別日本語教育法」等の習得が求められているが、実践研修においては、すべての対象に対する指導をカバーすることは現実的ではないため、対象を限定したものとならざるを得ない。  
※「日本語教育の参照枠」及び活用のための手引においては、子供に対する日本語指導には、子供の発達に応じた言語能力記述文が必要であることや健全な年齢相応の認知的な発達段階を見据える必要があることが示されている。
  - 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約5.8万人(約10年間で1.8倍)と増加し、日本語指導を行える体制(教員及び補助者)を整備することが急務となっている。その際、日本語指導を行う教員及び補助者の質を担保する方策の一つとして、登録日本語教員を活用していくことが考えられる。
- (参考) これまでの日本語教師養成課程では、一部の大学において日本語指導を行う教員及び補助者を養成する目的で小学校等での日本語指導を実習先としている例が複数あり、将来学校現場で活躍することを目指す者にとっては児童生徒への日本語指導の専門性を高める機会となっている。

## ご審議いただきたいこと

## 1. 登録日本語教員の資格制度として教壇実習先を小学校等(※)のみでも可能とするかについて ※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

- ① 発達段階の途上にある児童生徒への日本語指導と成人への日本語教育の違いも踏まえた上で、登録日本語教員資格を取得するための教壇実習として小学校等のみでも可能とすることについてどのように考えるか
- ② 実習生によって教壇実習先等が異なることを踏まえると、(教壇実習を含む)実践研修等の受講履歴の管理及び資格の扱いの在り方についてどのように考えるか  
(例) 資格取得後は児童生徒から成人(留学・生活・就労等)まで多様なキャリアパスが考えられる一方、資格の取得過程ではこれらについて網羅的に教壇実習を経験することは不可能であることから、(教壇実習を含む)実践研修及び資格取得後の研修の受講履歴が分かるよう管理するとともに、必要に応じて同履歴を雇用等の場面で示せるように運用するべきではないか

## 2. 小学校等での教壇実習を認める場合の要件について

## 【要件の検討の観点】

- ① 実習生の対象者: 年少者への日本語指導という特性(児童生徒への成長発達及び日本の教育制度や学校における児童生徒の受け入れ体制等に関する知識や児童生徒の言語習得及び教科の指導力等が求められること等)を踏まえ、どのように考えるか  
(例) 小学校等の教員免許取得者又は取得予定者であって登録日本語教員養成機関の登録を受けた大学が提供する登録日本語教員養成課程を修了する見込みであること
- ② 実習先の小学校等: 小学校等における児童生徒への日本語指導の実態を踏まえ、教壇実習での指導の態様や「教壇実習機関が日本語教育課程を実施していること」等について、どのように考えるか  
(例) 小学校等では5人未満の指導も可とすること  
小学校等において日本語指導のための特別の教育課程又は学校設定科目(高等学校に限る)を実施していること
- ③ 指導・受け入れ体制: 実習生の指導体制及び受け入れる小学校等や教育委員会の負担への配慮をどのように考えるか  
(例) 登録実践研修機関において実習生を指導する体制が整備されていること  
小学校等または教育委員会と大学が協定を締結していること